

○新山口駅南北自由通路設置及び管理条例

平成27年6月25日

条例第50号

改正 平成31年3月14日条例第1号

令和3年3月18日条例第1号

(設置)

第1条 新山口駅周辺の歩行者の往来の利便を図るとともに、同駅周辺の一体感及びにぎわいの創出に資するため、新山口駅南北自由通路（以下「自由通路」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自由通路の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新山口駅南北自由通路	山口市小郡令和一丁目1291番14

(区域)

第3条 自由通路の区域は、鉄道施設以外の区域の通路（階段、エレベーター及びエスカレーターを含む。）その他これに附帯する施設部分とする。

(利用時間)

第4条 自由通路を利用することができる時間は、終日とする。ただし、第7条の規定により許可を受けて自由通路を使用する場合には、その使用をすることができる時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(禁止行為)

第5条 自由通路において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自由通路を汚損し、又は滅失すること。
- (2) 危険物等を持ち込むこと。
- (3) 火気類を使用すること。
- (4) 喫煙をすること。
- (5) 寝泊まりをすること。
- (6) 自転車、自動二輪車等を持ち込み（鉄道を利用する場合に手回品とみなされる自転車を持ち込む場合を除く。）、乗り入れ、又は止めておくこと。
- (7) 球戯をし、スケートボードをし、ローラースケートをし、又はこれらに類する行為をすること。
- (8) 演説、集会その他これらに類する行為をすること。
- (9) 催事、物品の展示又は販売その他の規則で定める行為をすること。
- (10) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、歩行者の通行若しくは景観の保持その他の自由通路の管理又は鉄道事業者の業務に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、自由通路の損壊等によりその利用が危険であると認めるとき又は自由通路の管理上やむを得ないと認めるときは、区域を限って、自由通路の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可)

第7条 市長は、第5条第9号の行為が、歩行者の通行若しくは自由通路の管理又は鉄道事業者の業務に支障を及ぼさないと認める場合に限り、これを許可し、自由通路を使用させることができる。

2 市長は、自由通路の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自由通路の使用について許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反したとき。

(2) 使用者が、偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上又は自由通路の管理上やむを得ない事情が生じたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、自由通路の使用に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外のために使用してはならない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納させることができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、自由通路の使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を当該使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 使用者その他自由通路を利用する者は、故意若しくは過失により自由通路を汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年10月3日から施行する。

附 則 (平成31年3月14日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和3年3月18日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

使用料

時間区分		
午前9時から午後1時 まで	午後1時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
990円	990円	990円

備考

- 1 使用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの使用料は、当該時間区分の使用料の額とする。
- 2 使用時間区分帯を2欄以上にわたって使用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。